



広報 越路

1982

7/1

No. 208

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



交通事故の恐ろしさを見て知る教育をダミー人形で実演



町の人口

住民基本台帳人口 (5月末日現在)

		前月比
世帯数	3,327戸	- 1
人口	14,491人	+ 7
内 男	7,086人	+ 3
内 女	7,405人	+ 4



7月 広報カレンダー

1 木	愛の血液助け合い運動	17 土	勤労青少年の日
2 金	循環器検診 (9:00~2:30岩塚農協)	18 日	
3 土		19 月	
4 日		20 火	土用入り 人権相談所 (10:00~3:00福祉センター) 心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談日 (9:00~4:00 役 場)
5 月	循環器検診 (9:00~2:30岩塚農協)	21 水	夏の交通事故防止運動 行政相談日 (9:00~2:00 役 場) 高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター)
6 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 循環器検診 (9:00~2:30福祉センター)	22 木	
7 水	七夕 循環器検診 (9:00~2:30浦区事務所)	23 金	
8 木	循環器検診 (9:00~2:30神谷公民館)	24 土	
9 金	循環器検診 (9:00~2:30釜ヶ島集会所)	25 日	
10 土	国土建設週間 交通安全県宣言の日	26 月	献 血 (10:00~3:00岩塚農協)
11 日		27 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)
12 月		28 水	
13 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	29 木	土用の丑
14 水		30 金	妊産婦健診 (2:00~3:00福祉センター)
15 木		31 土	
16 金			

◎循環器検診対象者
出稼者および、三十五才から六十四才までの町民で検診を希望されるかた。

◎妊産婦健診対象者
妊婦および、昭和五十七年四月一日から昭和五十七年五月三十一日までに出産されたかた。

◎献血にご協力を
お互いの尊い生命を守り合うために、健康ないま、すすんで献血にご協力をお願いします。
尚、七月の献血日程は次のとおりです。

七月二十五日(日) 飯塚集会所
七月二十六日(月) 越路町役場
◎停電のお知らせ
○七月二十二日(木)午前八時から十二時まで浦の一部分。

交通事故防止の実演指導

お年寄りや子供たちの安全教育に

交通事故の恐ろしさを目で実際に見て知る教育をするために、町内各保育所を会場にダミーちゃんによる衝突実演が行なわれた。

地元駐在所、交通安全指導員のかたがたの協力を頂き、保育所幼児と、保護者、地元住民が多数参加された。

衝突実演は、スピード約四十数キロで走行して来た普通車にダミー人形が「とびだし」はねとばされる場面と、「車はすぐにとまれない」の実証をするため、車が走行中、ダミーちゃんが急にとび出し、車がブレーキをかけたが間に合わずはねとばされる場面が設定され、また、大型車による自転車に乗っていたダミーちゃんがまきこみ事故に会う等の実演がなされた。



とじたり、はねとばされる瞬間アツと声を出す子供もおり、交通事故の恐ろしさをまのあたりに見た。これから夏休みが続き開放感にやる心がゆるみがちになるなか、「目で教える教育」が大変有意義でありました。

みんなで悲惨な事故をおこさないよう一人一人が充分注意し事故防止につとめましょう。

交通安全年間スローガン

新潟県スローガン

県ぐるみ 大きな輪になれ 交通安全

全国スローガン

(こども向け)

あぶないよ 車がみえない まがりかど

昭和五十六年 少年非行戦後最悪を記録

犯罪者の四四%を占める

少年非行の現状として低年齢化が一層進む

○昨年(昭和五十六年)刑法犯で検挙補導された少年は、十八万四千九百二人(前年比二万八千八百二十九人、一一・三%増)と戦後最高を記録。○刑法犯少年の年齢別構成をみると、十四才が全体の二五・六%を占めて最も多く、次いで十五才、十六才の順となっている。(警察庁調べ)少年人口に対する割合で見ると、千人当たり十八・六人が刑法に触れる犯罪で補導されていることになり、前年度に比べて一・五人増えています。

そして、注目されることは、成人を含めた刑法犯の中で、少年の割合は四四・二%(前年比一・八%増)と、これまた戦後最高の悲しむべき数字となっています。

刑法犯少年の年齢別の推移をみて感じるのは、十四才、十五才、十六才は著しい増加傾向にあるのに対し、十七才、十八才、十九才はおおむね横ばいないし減少傾向にあり、非行の低年齢化がますます進んでいることを示しています。

少年非行の特徴は動機が単純な遊び型非行が増加

それではどのような非行が多いのか、最近の少年非行の特徴をみてみると、

- 中学生を中心とした校内暴力が増えている。
- シンナーや覚せい剤など薬物を乱用する少年が増加している。
- 売春や不純な性行為など、性非行で補導される女子少年が増えている(中・高校生が全体の半数以上を占める)。
- 非行に走る家出少年が急増し、最近では女子が男子を上回っている。
- 万引きや自転車、オートバイ盗などのいわゆる「遊び型非行」が激増している。

これらに共通しているのは、いわゆる、せっぱ詰まった犯罪ではなく、思いつきや「遊び型」とも言える少年非行が増えていることです。

警察では非行少年をできるだけ早く発見し、非行の芽を早いうちにつみとるための補導活動を強化しています。しかし、大切なことは、家庭

社会の共通経費

税金はこのように使われます

税金は、わたしたちの暮らしを豊かにするために、国や地方公共団体が必要とする大切な財源です。と言っても、どのようにわたしたちの生活にかかわっているかは、なかなか分かりにくいものです。そこで、国の昭和五十七年度の一般会計予算で、税金千円がどのように使われるのかを図で表わしてみました。



税金千円の使われかた

このように、わたしたちが納めた税金は、病気やケガをしたときに軽い負担で十分な治療を受けられたり、道路や港の整備、学校の校舎建設、教材費への補助などに

税金は暮らしの中

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体は社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育や科学の振興など幅広い分野にわたって活動しています。これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちがみんなが分担し、出し合っているのです。

国の活動を表わす昭和五十七年度の一般会計予算は四九兆六、八〇八億円ですが、このうちの約七四パーセントが税金でまかなわれます。

いうかたちで、わたしたちに還元されています。

わたしたちが、より豊かな社会生活を望むとき、税金はわたしたちが負担しなければならぬ、社会共通の経費と言えるでしょう。

所得税第一期分の納税は七月三十一日まで

七月は所得税の予定納税第一期分の納税する月です。

所得税は通常、七月と十一月に予定納税をし、翌年二月十六日から三月十五日までの確定申告で一年間の税額を精算することになっています。

予定納税第一期分の納税額は、その人の前年の所得税額(予定納税基準額)の半額で、六月中旬に税務署から通知されますのでその通知書の金額を七月一日から七月三十一日までの間に納めてください。

なお、予定納税基準額が一〇万円より少ない人は、予定納税をする必要はありません。

また、業況不振や休業などで、今年の年税額が予定納税基準額より少なくなると見込まれるときは予定納税額の減額申請をすることができます。



7月7日 七夕

字詰め原稿用紙三枚以内
●母親・一般の部については四百字詰め原稿用紙五枚以内

応募期間

昭和五十七年七月一日～九月二十日

送り先

●小・中学生の部は日本交通福祉協会(〒101東京都千代田区外神田二―二―一七共同ビル内)

●母親・一般の部は総理府交通安全対策室(〒100東京都千代田区永田町一―六―二)

表彰

優秀作品は、表彰された作品集として広く配布されます。

詳しいことは、総理府交通安全対策室または都道府県の交通安全対策関係課(室)へお問い合わせください。



我が家の交通安全について

作文募集

総理府、日本交通福祉協会、全国交通安全協会の会連合会、全日本交通安全協会および日本交通安全教育普及協会では、警察庁、文部省の後援により、交通安全家族会議についての作文を募集しています。

これは「交通安全は家庭から」という考え方を広めるために行われているもので、小学生以上の方ならどなたでも応募できます。

●家庭が楽しいところであるとき、少なくとも毎日一回は家族そろってだんらんする機会をつくるようにしましょう。

●悪い負けない勇気を伸ばし、友達から誘われても断ることが出来る強い意志を育てるようにしつつ教育に重点をおきましょう。

応募要領は次のとおりです。

◎テーマ

「我が家の交通安全」。家庭で交通安全について話し合った内容、方法およびその実行についてまとめたもの。

- #### ◎応募区分
- (1)小学校一～二年生の部
 - (2)同三～四年生の部
 - (3)同五～六年生の部
 - (4)中学生の部
 - (5)母親の部
 - (6)一般の部
- #### ◎原稿枚数
- 小・中学生の部については四百



7月7日 七夕

覚せい剤を 追放しよう

忍びよる「白い粉」の恐怖
「覚せい剤とは」

覚せい剤は一般名をメタンフェタミンなどと呼ばれている白い結晶性の粉末です。乱用者の間ではシヤブ、ボン、ヤクなどと言われ、普通は水に溶かして静脈に注射して使います。

覚せい剤を一般の人が製造、所持したり、あるいは譲り渡しや譲り受けをしたり、または使用した場合には、覚せい剤取締法で厳重に処罰されます。

「覚せい剤を使うと魔人になる」
覚せい剤を使うと疲労感や眠気がスーッととれたように感じると言いますが、これは過度の興奮によって一時的にそうなるだけです。

薬物の作用が消えると、使用前よりも激しい疲労感、不安感におそわれます。

この不安感から逃げようとして繰り返し使用し、ついには常用するようになり、慣性中毒者になってしまいます。

慣性中毒になると、「天井のシミが虫に見える」とか「あいつが自分を殺そうと狙っている」など、極度の幻覚、妄想などの精神障害が現われます。

そして、この幻覚や妄想が殺人傷害、放火などの恐るべき犯罪に結びつきます。

食欲がなくなり、不眠症になるため、体調は極度に悪くなります。

やせて顔色が青白くなり、目は濁ってとび出したようになり、また、皮膚の色がどす黒くなり、肉体的にも精神的にも麻人となってしまいます。

覚せい剤は、常識では考えられない法外なお金を出さなければ手に入りません。

入手資金を得るために強盗、恐ろしく、窃盗、売春など手段を選ばなくなり、知らず知らずのうちに悪の道へ落ち込んでいきます。

「常習者にはこんな特徴が」
腕や足などに注射の跡があり、夏でも長そでのシャツや包帯で隠している場合があります。

怒りっぽく、興奮しやすくなり、突発的に乱暴を働いたりします。

また、いつも何かにおびえているようで、一貫性のない奇行が見られます。

金遣いが荒くなったり、夜遊びが多くなります。
このような恐ろしい覚せい剤のうわさを耳にした場合は、警察に知らせるか、また中毒者を知った

不正大麻 けし撲滅運動

七月一日から八月三十一日まで不正栽培又は自生している大麻(マリファナの原料)をけし(アヘンの原料)の撲滅運動が実施されます。

不正大麻、けしの乱用による保健康衛生上の危害を防止するため、長岡保健所(☎〇三五八一三二四九三〇)へ連絡してください。

人工呼吸

水におぼれたり、ガス中毒を起すことと呼吸が止まる場合があります。

おぼれた人やガス中毒の恐れのある人を助けたときは、まず、心臓の動きや呼吸を確かめましょう。呼吸をしているか、していないかは、その人の鼻、口元に頬や耳を近づけて吐く息を調べるか、あお向けにしたときの胸の動きを見ると分かります。

感じられなかったり胸が上下してないときは、呼吸が止まっているので、すぐ人工呼吸を始める必要があります。

人工呼吸にはいろいろな方法がありますが、器具などを使わずだれにもできて、しかも確実な方法は「口対口人工呼吸法」です。

人工呼吸は一刻を争います。正しく順序よく、落ち着いてできるようにしておきましょう。

①まず衣服をゆるめてあお向けに寝かせます。

次に吹き込む息が通りやすいよう、患者の首の後ろに手を当てて頭をそらせ、のどを真つすぐにします。これを「気道確保」といい、口を閉じたままのときは口を開かせます。

②深く息を吸い、口を大きく開いて患者の口の周りにぴったりつけ、鼻をつまんで息が漏れないよう注意して吹き込みます。

患者の顔が小さく口だけを合わせておきましょう。

せにくい場合は、鼻も一緒に口でおおい、口と鼻の両方から胸がふくらむまで、息を吹き込みます。

③患者の胸がふくらんできたら口を離し、胸が沈んで息が吐き出されるのを確かめます。

初めの四、五回は早く、また強く息を吹き込み、その後は五秒に一回ぐらいの割合で行います。子供の場合は、回数も心もち多し、吹き込む息は弱くしましょう。

患者が自発的に呼吸し始めた後、そのリズムに合わせて行ってください。回復は間近です。

息が吹き込みにくいときは、口やのどに何かつまっていたり、気道確保が十分に行われていないかどうかを確かめてください。また直接口をつけるのがためらわれるときは、ガーゼやハンカチを当てて息を吹き込みましょう。

医師や消防機関の指導に従って人工呼吸の正しい方法を身につけておきましょう。

絵でみる応急手当て ■口対口人工呼吸法■



①あお向けに寝かせ、息が通りやすくなる(気道確保)



②胸がふくらむまで息を吹き込む



③口を離し、胸が沈んで息が吐き出されるのを確かめる

国民年金

年金権を守るのには
あなたです

国民年金は、厚生年金など職場の年金とは違います。

厚生年金などは職場ごとの加入ですから、手続きはすべて勤務先がやってくれます。保険料も給料からさし引いて納めてくれるので、長い間勤めていれば自動的に年金を受ける権利ができます。

国民年金は個人加入ですから、すべての手続きは自分で自主的にしなければなりません。

また、保険料も自分で気をつけてきちんと納めていかないと年金を受ける権利を手にすることができません。

届出や保険料の納付を忘れないようにして、あなたの年金を受ける権利を守ってください。

減額は生涯続きます
繰り上げ請求

国民年金の老齢年金と通算老齢年金の支給開始年齢は六十五歳ですが、本人の希望によっては、六十歳以後であればいつでも請求して受けることができます。これを繰り上げ請求、といいます。

しかし、いったん繰り上げ支給を受けると、図表のように減額された年金額になるだけでなく、六

繰上げ支給の減額率

受給時の年齢	65歳で受けるべき年金額に対する減額率
60歳以上未済	0.42
61歳以上未済	0.35
62歳以上未済	0.28
63歳以上未済	0.20
64歳以上未済	0.11

国民年金には こんな特典も

十五歳をすぎても減額が取り消されないために、一生減額された年金を受けなければなりません。

また、年金額は毎年増額されているので、六十五歳から受ける満額年金との差はますます開く一方です。このため、最近では保険料を納めないでもらっている老齢福祉年金(二八八、〇〇〇円)よりも低い年金(額)を受けている老齢年金受給者(繰り上げ請求者)も少なくありません。

「周囲の人がもっているから」とか「これからも健康でいられるかどうか不安だ」など、いろいろな理由から繰り上げ請求をする人が多いようです。

老齢年金は、自分自身が一生受ける大切な年金です。「繰り上げ請求をして損をした」などというこのことのないように、請求をするときは、長く続く老後の生活のことや自分の健康状態などを充分に考えたうえで、手続きをするようにしてください。

納付期間が五年以上五年未満の人——二〇万円まで

納付期間が一五年以上の人——二七〇万円まで

年金を受けている人はお金を借りられます。

すでに年金を受けている人であれば、その年金権を担保にお金を借りることができます。

借りられる額は、受けている年金(年額)の一・五倍以内で最低一〇万円から最高一五〇万円までとなっています。

※申込み・問い合わせは、どちらの場合も銀行などの取扱金融機関までおいくください。

免除の手続き はお早目に!!

国民年金制度には、

①失業や少収入で家計が苦しい

②生活保護法の医療扶助などを受けている

③火災や風水害にあい被害を受けた

などの事情で保険料を納めることが困難な人のために、本人が申請することによって保険料の納入が免除される制度があります。

この免除を受けるには、越路町役場国民年金係に備え付けてある「国民年金滞り保険料免除申請書」を、七月三十一日までに役場窓口へ提出しなければなりません。

免除を受けた期間は、保険料の納入期間とみなされるので、不幸にして病気やケガで障害者になった時に受ける障害年金や、母子家庭になった時に受ける母子年金などは、免除期間中であらうとも他の加入者と同様に受けることができます。

ただ、老齢年金の場合は、免除を受けた期間についてだけ保険料を納めた場合の三分の一の年金額となるので、年金を受ける時にはどうしても不利になります。

しかし、免除を受けてから十年以内であれば、その当時の保険料額で、さかのぼって納めることが

できます。



保険料免除手続きは7月31日までに!

老齢福祉年金受給者のみなさんは忘れずに定時申立書を提出してください。この定時申立書の提出を忘れてしまうと八月以降の支給ができなくなる場合もありますので必ず提出して下さい。

関矢孝次郎氏に 黄綬褒賞が贈与

多年の土地改良功績を称えて



このたび、関矢孝次郎さん(六十五才、越路町大字浦(信濃川左岸土地改良区理事長)は多年にわたる土地改良事業の推進に務められ、その功績等顕著により、土地改良功労者として、去る四月二十九日付けをもって、黄綬褒賞が賜与されました。

関矢さんは、地域住民の衆望をにない、昭和十九年から今日まで三十七年余りにわたり、十楽寺普通水利組合、来迎寺郷土地改良区、信濃川左岸土地改良区の役員を要職を歴任されており、昭和二十八年に施行された区画整備事業には浦、神谷工区の工区長となり、工事、換地面の難問処理を計かり、農地の集団化、排水幹線須川改修工事の推進に務められ、また、引き続き昭和三十年初期には浦南部地区の開田事業を成し遂げ生産性の向上と、経営規模拡大にと貢献されました。

また今では活力ある近代化農業の達成を目指し大型ほ場整備事業を積極的に推進され、鉄北、左岸南部地区を含め左岸土地改良区管内では八地区、二九〇〇haのほ場整備事業にとりこんでおられ、これらの功績は誠に大きいものがあります。

受章伝達式は、五月二十日、東京千代田区霞ヶ関の農林水産省に於いて行われ、夫人も同席され農林水産大臣から記章及び賞状等が授与されました。

この名譽ある授賞を心から祝福申し上げるとともに、今後ますますご健勝で活躍くださることをお祈り申し上げます。

健康づくり の食生活

清涼飲料水をとり過ぎないように子供たちにとって、待ちに待った夏の訪れです。家族で海や山へ出かけるなど、楽しい計画を立てていることと思います。

暑さのために生活のリズムが狂いやしく、食生活も乱れがちとなります。子供のいる家庭では、特に注意しましょう。

暑さで食欲がないと、毎食軽いもので済ませたり、食事を抜いたり、アイスクリームやジュースなどをとりすぎてしまう……このよ

うな食生活を続けていると、体の調子が崩れてしまいます。

夏の食事で気をつけたいのは、栄養のバランスです。夏は水分を多く必要とするため、ジュースなどの清涼飲料水を多くとりがちですが、飲みすぎると疲労や食欲不振を招きます。清涼飲料水よりは牛乳を飲んで水分を補いましょう。

また、ビタミン類やタンパク質をとることも怠ってはなりません。特に肉、魚、豆腐など、タンパク質に富んだ食品は夏に衰えがちなスタミナの減退を防ぎます。

夏を健康に過ごすには、二度の食事をきちんととり、早寝早起きを励行するなど規則正しい生活を送ることが大切です。

健康で楽しい夏を過ごしましょう。



「第九回老人福祉 文獻集」論文募集

全国社会福祉協議会、老人福祉協議会では、高齢化社会を迎え、老人福祉の発展はますます重要な国民的課題となっている今日、広く国民から老人福祉に関する実践及び研究論文を募集し、今後の老人福祉の推進に役立てるものです。ふるって応募してください。

●募集論文
・課題テーマ「これからの老人ホームのあり方」
・自由テーマ

いずれか一題を選択し、次の事項を留意すること。

(一)老人福祉について、実践および研究にもとづいて作成された論文または実践報告。

(二)自由テーマ論文の内容は、老人問題あるいは老人の福祉に関するものであれば、特に制限はない。但し、医学に関する論文は発表したものとは除く。

(三)すでに報告または発表したものであってもさしつかえない。但し、市販の図書、定期刊行物に発表したものとは除く。

●応募の方法
○応募資格
(一)老人福祉施設に関係をもっているもの(職員、利用者、家族、ボランティア等)

(二)老人家庭奉仕員等の老人授護に従事しているもの。

(三)行政機関、社協、老人クラブの会員、役員及びその他老人福祉に関心をもっているもの。

◎四〇〇字詰原稿用紙三〇枚程度
◎締切 昭和五十七年七月三十一日(土)まで

◎あて先 全国社会福祉協議会「第九回老人福祉文獻集」係 〒100東京都千代田区霞ヶ関三丁目三番(五)内線七〇一

戦没者慰霊祭が 町内四ヶ所で開催

国事のために永眠されたご英霊をしのんで、御遺族ならびに関係者多数参加されたなかで町内四ヶ所において慰霊祭が挙行された。各会場とも初夏を思わせるような好天に恵まれたなかでございに行なわれました。

町内戦没者(遺族)は、来迎寺地区約二〇六名、石津地区約四〇名、岩塚地区約一八〇名、塚山地区約二〇〇名で合計五四六名おられます。



入居者募集

町営住宅の入居者を、次の方法により募集しますので希望者は申し込んでください。

一、入居者資格 ・町内に居住し、住宅に困窮する者。・現に同居しようとする親族があること。(単身不可) ・世帯の収入が規程による控除後月額五万五千円以下の者。・越路町に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する保証人(二人)がいること。

二、種別 第二種公営住宅
三、構造 簡易耐火二階建(一戸五十五・四七平方メートル、三DK)

四、募集戸数 一戸
五、住宅の位置、越路町大字来迎寺三三三番地ノ一

六、家賃 月額一万五千元(他に尿浄化槽処理費、共同施設管理費として月額負担があります)

七、募集期間、七月一日から十五日までとし、所定の申し込み用紙により七月十五日までに越路町役場福祉課へ提出すること。

八、入居者の決定方法、他の世帯と同居している者、住宅の規模又は間取りと世帯員構成から不適当なもの、住宅腐朽破損の程度、衛生的住宅環境等住宅困窮度等により決定する。

九、入居予定時期 昭和五十七年七月二十日の予定

十、その他 越路町住宅条例による。

昭和五十七年度 個人向け住宅融資 の申込み受付開始

本年度第一回個人向け住宅融資の申込み受付が次の要領で開始されておりますのでご希望の方は申込みください。

▼一般住宅建設資金(特別貸付け)
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年五・五%

▼高層住宅購入資金(特別貸付け)
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年五・五%

▼建売住宅購入資金(特別貸付け)
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年五・五%

ら昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年五・五%

▼住宅積立郵便貯金預金貸付け
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年六・〇%

▼既存住宅(中古マンション)購入資金
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年六・五%

第九十六回国会で審議中の住宅金融公庫法等の一部を改正する法律の施行の日以後に適用される金利です。

▼住宅改良費
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで

○利率 年六・五%

▼財形住宅資金
○申込み受付期間
昭和五十七年四月二十六日(月)から昭和五十八年二月二十八日(月)まで



水害との たたかいに備え

信濃川水防演習行なわる

瞬時にして田畑、建物を呑みつくし、とうとい生命さえおびやかされた、昭和五十三年、六・二六水害は記憶に新しいところですが洪水期を迎え信濃川水防演習が去る六月六日(日)信濃川右岸長岡市中島地先で北陸地建局長外関係者約八百人が集まって行なわれました。

水防活動の能力向上と水防思想の普及をはかるため、建設省、県及び沿川三市二町村が主催し水防団による八種目の演習が行なわれ、当町からは水流し工、シート張り工が七十五名の団員により手際よく実施され万米の拍手をあげました。

ガス・水道管 に注意を

各地でガスもれによる爆発事故や、中善事故が多発しています。この種の事故は屋内の器具関係や管の腐食によるもの外、建設工事の際重機械により管を破損したもの、また工事後の地盤沈下が原因と思われる事故があります。

本町においても土木工事や、家屋の新築工事によるガス管、水道管の破損事故が多く発生しています。建設業者の方は工事の際は充分ご注意下さるようお願いいたします。また、各家庭でも、ガス、水道管に接近して掘削埋立等の工事をされる際はご注意下さるようお願いいたします。万一管を破損すると供給停止となり復旧に多くの時間と経費を要します。また、ガスについては重大事故につながる危険があります。

事故の防止に次の点に注意して下さい。

①工事着手前に、ガス、水道管の埋設位置状況確認のため企業係員の立ち合いを求めて下さい。

②万一破損した時は直ちに企業課又は、指定工事店へ連絡して下さい。なおガスがもれている時は火気の監視を厳重に行ってください。

火気の監視を厳重に行ってください。

新潟婦人少年室 協助力員について

労働省では、民間の方々の協力、援助を得ながら勤労婦人、勤労青少年の保護福祉、婦人の地位向上等、婦人少年行政を地域にまで浸透させ、行政の円滑な推進を図るため、「婦人少年室協助力員」制度を設けております。

これらの方は、地域で勤労婦人や勤労青少年、一般婦人から職場の労働条件や就職、人間関係等について、また、離婚や子供の事等々の家庭問題、その他いろいろ困っていることについて相談を受け、関係機関と連絡をとりながら助言指導を行なう人々です。これらの人は労働大臣の委嘱を受けられたかたがたで、当町では次の人が委嘱されており、昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの任期となっております。

- 三島郡越路町大字 塚野山六五八番地 大矢 よい (四一四二四二六)
- 青少年育成指導越路町協議会委員

昭和五十七年度 市町村振興 宝くじ 発売予定

「昭和五十七年度市町村振興宝くじ」の発行計画は、昨年の計画額に三十億円が増額され、総額二百九十億円とし、本年度第2四半期に「サマージャンボ宝くじ」の名称で発売が予定されております。

この宝くじの収益金は、県を通じて交付され、市町村の振興と住民福祉の増進に役立てられるものでありますが、収益の配分は、県内の発売実績も配分基準の要素となつてゐるため、豊かな地域社会作りのためにも県内売上の促進を図りたいので発売されたら皆様方の御協力をお願いいたします。

次に一枚百円の宝くじについて、その中身の割合を图示してみます。

金	8	1	5
当せん	43	9	7
納付金	39	9	7
手数料			
その他経費			

現行自治宝くじ配分割合

愛の血液助け合い月間 献血にご協力を!

七月一日から三十一日までの一か月間、全国一斉に愛の血液助け合い運動が展開されます。

近年は、医学、医療の進歩並びに交通事故の多発に伴ない、血液の需要が年々増加しています。

特に夏場は血液が不足する季節です。これは、山や海などレジャーに出かける人が多いこと、夏の暑さが献血意欲を鈍らせるからでしょう。

高度な医療に浴し、生命、健康が維持される基本は、社会の助け合いと皆さんの善意による「献血」です。

見ず知らずの人に自分の血液を無償で提供する。そしてあなたの血液が一人の生命の灯をともすまことに尊い行為なのです。

越路町は他市町村とくらべまだ



献血者の数が少いようです。「一家に一冊献血手帳を」をスローガンに、一人でも多く献血にご協力くださるようお願いいたします。

七月の献血日は次のとおりです。
七月二十五日(日) 飯塚集会所
七月二十六日(月) 越路町役場

あなたもわたしも守ろう人権

とき	7月20日(火)	自午前10時 至午後3時
ところ	越路町総合福祉センター	

(相談はいつでも無料、秘密を守ります。)



無料 人権相談所

越路町

- 次の問題でお困りの方は気軽に相談にお越し下さい。
- 人権問題
 - 子供や老人が虐待されているとき
 - 変なうわさをたてられて名誉や信用を失ったとき
 - みんなから不当に仲間はずれにされたり不当な差別を受けたとき
 - ひどい騒音、悪臭、悪臭、ばい煙などになやまされているとき
 - クラブ活動などで私的制裁(リンチとかシゴキ)を受けたとき
 - 家庭問題、借地借家、金銭貸借、損害賠償、その他など
 - 資力がとぼしく訴訟費用のない人にその費用を立て替える法律扶助制度があります。お困りの方はご相談下さい。
 - 相談担当者 人権擁護委員・法務局人権擁護係官
- 人権相談は、ふたばは法務局長岡支局(長岡市三和3丁目9番地1)または人権擁護委員(各市町村に配置)が取り扱っています。お気軽にご相談下さい。
- 越路町の人権擁護委員は次の方です
- 三島郡越路町大字飯塚3725 井上直樹
三島郡越路町大字東野寺甲1269 安藤 晃



人権の共存—お互いに相手の立場を考えて 豊かな人間関係をつくりましょう

文芸欄

俳句 越路俳壇

高橋嘉四次
入梅の上がころなり雨激し
空ら梅雨の植田いよいよ緑濃き

平沢 たづ
浮島に暗雲垂れて梅雨催い
登山靴しめて下山や走り梅雨

松井 登代
止じ込めし部屋に足跡梅雨豊
雨止んで妖しく舞ふ恋蝨かな

白井 久蔵
草むらに光る蝨に佇みて
梅雨晴間一と日忙しくすこしけり

横 助蔵
叢に光る夕べのほたるかな
五月雨の統いて草の繁るなり

勝 ハル
空ら梅雨や夏鶯の声をきく
梅雨入や夕立の気配雷遠く

小林 清十
蝨まれに見らる、里となりけり
遅れ梅雨畑作あわれ青田かな

小林滴寿子
五月雨やある夜ひそかに露天風呂
遊ぶ児を探す梅雨の暗がりに

平沢 太朗
恋蝨飛び交ふ闇に夜水引く
長梅雨にこもり老の身物思ふ

丸山 芳次
下刈りや鎌よく切る、梅雨豊り

梅雨曇り明るくなりし栗の花
箱根路の深き谷間や梅雨の滝
御手洗の水で服葉梅雨の旅

平沢 あき
五月雨や己に褪せゆく花の色
花南瓜這ふて山畑五月雨る、

吉岡 トキ
闇の道蝨追ふ子の声をきく
藻に止まり蝨の流れ行く

村山 北斗
石碑を低くめぐりて梅雨の蝶
梅雨に入る気配の色海となる

永橋 雪人
ともしびに浮かび消えたる蝨かな
ひげ丈けが生きてる証しひる蝨

大矢 銀潮
山小屋に棲みつく蛇や梅雨長く
真ん前に来て向き変えし蝨かな

深夜営業騒音と 悪臭が規制

深夜営業騒音
近年、スナック等、深夜飲食店の住宅地域への進出、カラオケ等の音響機器の急速な普及などにより、営業騒音、とりわけ深夜の営業騒音に対する苦情が増加しているため、新潟県で調査検討の結果、深夜営業騒音の規制を行うことが必要となり、新潟県公害防止条例規制の一部が改正され、昭和57年7月1日から施行されることとなる。

区域の区分	規制基準	備
第1種区域	40ホン	当町該当なし
第2種区域	45ホン	市街化区域内の住居専用地域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	50ホン	市街化区域内の商業地域、準工業地域及び住民の生活環境を悪化させないため騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	60ホン	市街化区域内の工業地域及び住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

- 1、規制対象となる営業
- (イ)飲食店営業……一般食堂・レストラン・料理店・カフェー・すし屋・バー・そば屋・キヤバレー・旅館・仕出屋・弁当屋・その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業等
 - (ロ)喫茶店営業……喫茶店・サロン・その他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を飲食させる営業等
 - (ハ)音響機器の使用制限
- 2、音響機器の使用制限
- 深夜(午後10時から翌日の午前6時)における飲食店営業等の営業騒音の音量の規制基準は次のとおり

- 3、音響機器の使用制限
- 第2種区域内のいわゆる住居系地域内で飲食店営業を営む者は、午後11時から翌日の午前6時まで、次の音響機器は使用できません。(音が外部に漏れない営業所は除かれる。)
- 4、利用者の責務
- 飲食店営業等の営業施設を利用する者は、静穏を害する行為はできません。
- 5、改善勧告・改善命令
- 音量の規制基準又は音響機器の使用制限に違反して営業を営んでいることにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は、その営業者に対して改善勧告及び改善命令がされます。なお、施行日現在既に飲食店営業を営んでいる者に対しては、音量の規制基準に係る改善命令の措置は、施行日から1年間は適用されません。

6、罰則

改善命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。



